

地方公営企業等の現状と課題

令和7年8月7日

総務省 自治財政局 公営企業課

水谷 健一郎

【目次】

1. 地方公営企業とは	… p.	2
2. 地方公営企業の現状	… p.	10
3. 地方公営企業の更なる経営改革の取組	… p.	15
4. 水道事業	… p.	25
5. 下水道事業	… p.	31
6. 病院事業	… p.	36
7. 第三セクター等	… p.	41

1. 地方公営企業とは

公営企業とは

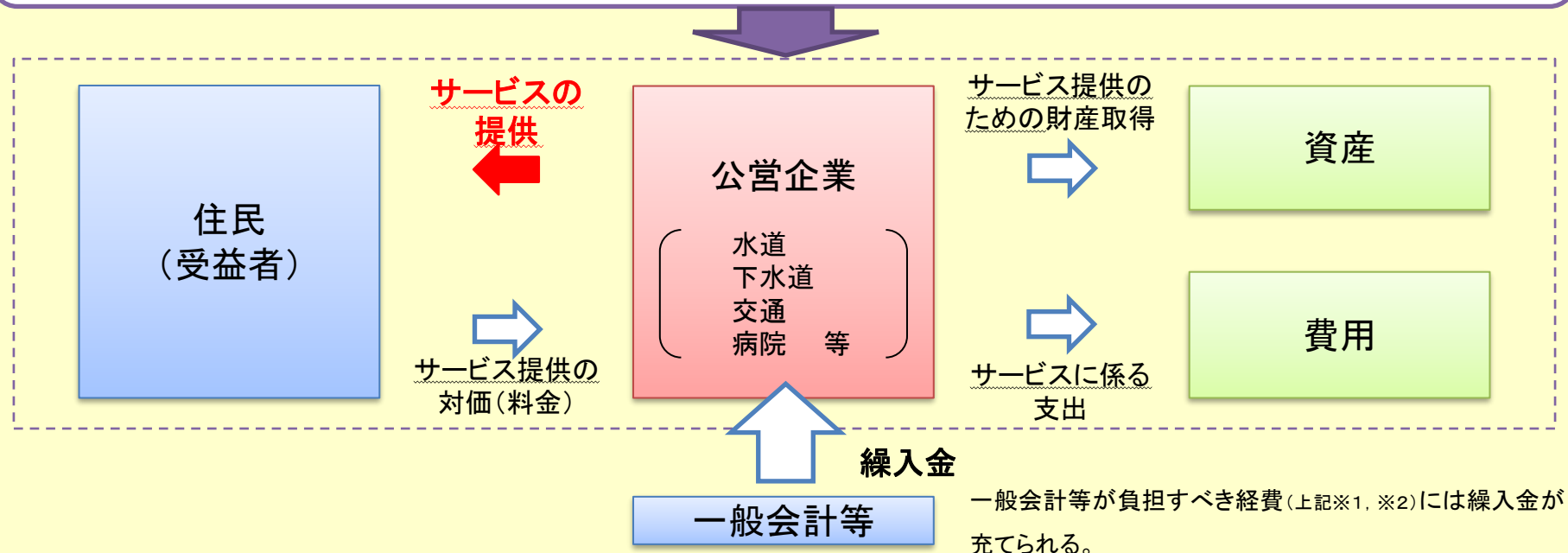
- 公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの。
- 一般会計においては税金等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に要する経費については、原則として事業の経営に伴う収入が充てられる。
- 上記の例外として事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(※1)、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(※2)については、一般会計等からの繰入金が充てられる。

※1:【例】水道事業における、公共の消防のための消火栓に要する経費

※2:【例】病院事業における、へき地医療に要する経費

公営企業の経理について

- 一般会計が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われる。
- 独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



現行の公営企業の範囲

① 地方公営企業法第2条第1項・第2項 地方公営企業法の当然適用となる公営企業

【全ての規定】

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・軌道事業
- ・自動車運送事業
- ・鉄道事業
- ・電気事業
- ・ガス事業

【財務規定のみ】

- ・病院事業

- ・公共下水道以外の下水道事業
(集落排水事業・浄化槽・流域下水道)

③ 公営企業決算統計対象の公営企業

④ 公営企業債を発行できる事業

② 地方財政法第6条(地方財政法施行令第46条) 特別会計設置義務のある公営企業

- ・交通事業(船舶運航事業)
- ・電気事業(電気事業法に規定する電気事業以外のもの)
- ・簡易水道事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・公共下水道事業
- ・観光施設事業
- ・港湾整備事業(港湾機能施設のみ)
- ・宅地造成事業

- ・有料道路事業
- ・介護サービス事業
- ・駐車場整備事業
- ・その他事業(法適用)

- ・その他事業(法非適用)
(飲料水供給施設、コミュニティプラント、墓園、
産業廃棄物処分場、ケーブルテレビ等)
- ・一般行政病院、診療所
- ・公営競技

地方財政法における公営企業

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方財政法施行令第四十六条で定める事業)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業 | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業 |
| 四 電気事業 | 五 ガス事業 | 六 簡易水道事業 |
| 七 港湾整備事業 | 八 病院事業 | 九 市場事業 |
| 十 と畜場事業 | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 | | |

地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水道など			○	○
その他				○

地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

＜法適用事業＞

(地公企法の規定を適用する事業)

＜当然適用事業＞

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- 〃 (自動車)
- 〃 (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

＜任意適用事業＞

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用事業は5,097事業、法非適用事業は2,896事業となっている。(令和5年度末)

◎地方公共団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

地方公営企業の制度概要 ①

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例: 上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財政状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)
- ◆ 予算は毎事業年度の業務の予定量及び収入・支出の大綱。
- ◆ 資産の管理権は管理者に属する。資産の取得、管理及び処分について議会の個別議決は不要で、特に重要な資産の取得等について予算で定める。行政財産の目的外使用に係る使用料は、管理者が定める(条例で定める必要はない)。

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・ 官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・ 損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

2. 地方公営企業の現状

公営企業の役割

- 公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な公営企業の事業全体に占める割合

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業の 割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,294万人	99.6%	1,757
工業用水道	年間総配水量	40億00百万m ³	99.9%	150
鉄軌道	年間輸送人員	226億14百万人	10.6%	14
自動車運送	年間輸送人員	40億15百万人	19.3%	23
電気	年間発電電力量	8,242億23百万kWh	0.8%	96
ガス	年間ガス販売量	1兆5,907億47百万MJ	1.3%	19
病院	病床数	1,481千床	13.6%	681
下水道	汚水処理人口	1億1,614万人	90.4%	3,595

※水道事業及び工業用水道における全事業の現在給水人口及び左記に占める地方公営企業の割合については令和4年度、それ以外については令和5年度の数値である。

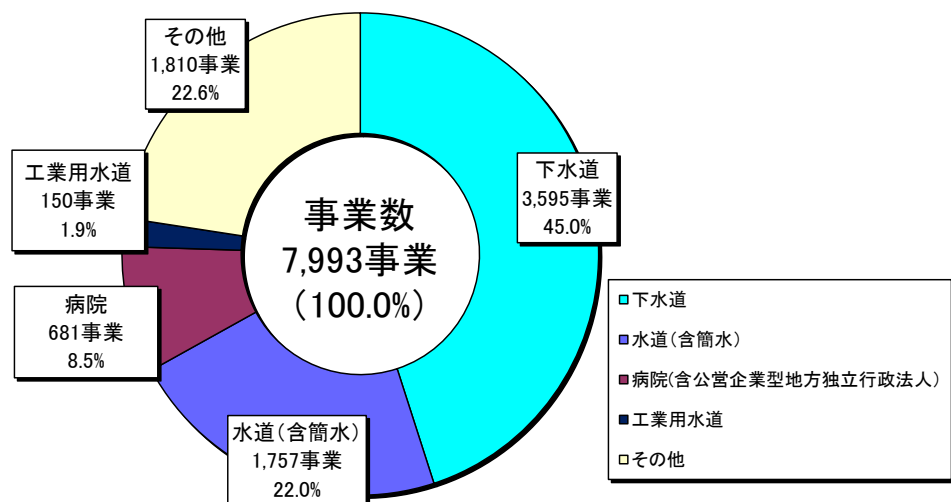
※上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業等の事業数(令和5年度決算)

事業数は、令和5年度末現在7,993事業で、前年度末に比べ62事業、0.8%減少している。

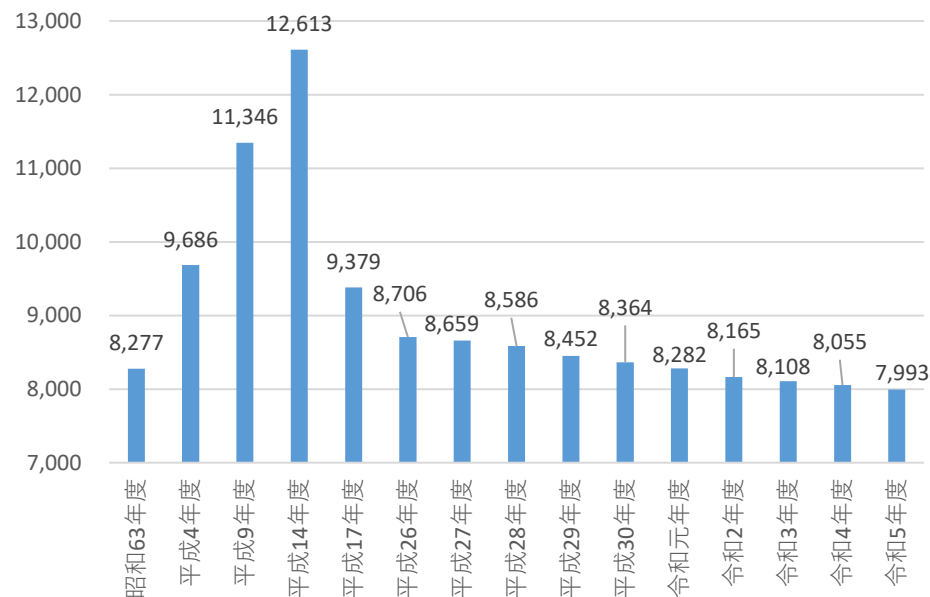
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業等の事業数の状況（令和5年度末）



地方公営企業等の事業数の推移

(事業数)



※平成26年度から公営企業型地方独立行政法人を含む。

地方公営企業等の現状(1)

- 平成31年1月25日付け総務大臣通知等により、公営企業会計の適用拡大に向けた取組を推進したため、令和5年度の法適用事業は令和元年度と比較して、1,315事業(+34.8%)増加した。
- 令和5年度の総収益は約14.1兆円で令和元年度と比較して9.6%増加し、総費用は約13.7兆円で令和元年度と比較して11.9%増加している。経常収支は黒字になっているものの、本業での収益力を表す営業収支比率の向上が課題となっている。

年度ごとに業績比較

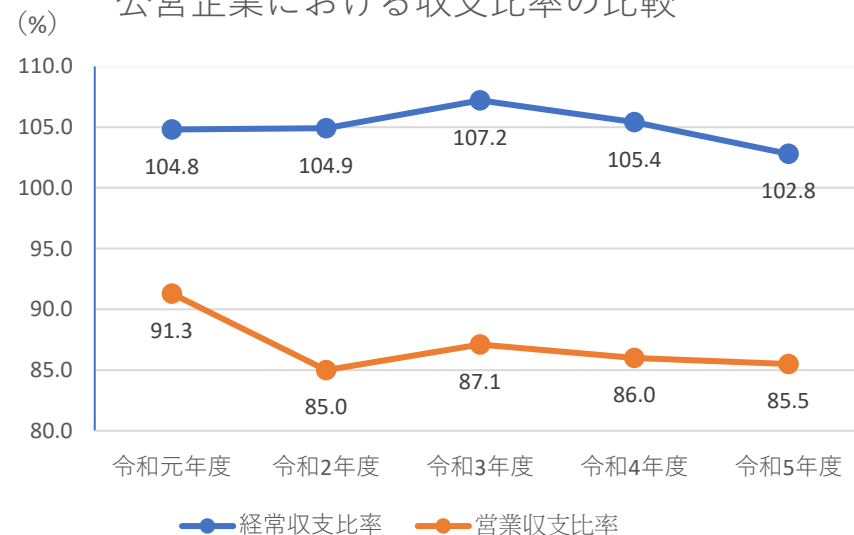
<業績推移>

単位:億円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業数	3,782	4,662	4,683	4,760	5,097
総収益	128,762	137,405	140,984	142,728	141,153
営業収益	104,018	103,114	106,714	108,977	110,642
料金収入	91,455	88,140	91,067	92,797	95,243
その他	12,563	14,973	15,647	16,181	15,398
営業外収益	23,494	32,656	32,839	32,250	29,554
繰入金	8,920	10,959	10,330	10,279	10,511
補助金	258	4,146	4,938	4,457	1,428
その他	14,316	17,551	17,571	17,515	17,615
特別利益	1,250	1,635	1,431	1,501	957
総費用	122,704	131,030	131,512	135,351	137,366
営業費用	113,912	121,303	122,566	126,724	129,351
減価償却費	34,322	39,387	39,355	39,456	40,003
その他	79,590	81,916	83,211	87,267	89,348
営業外費用	7,729	8,106	7,568	7,286	7,082
支払利息	5,165	5,259	4,683	4,190	3,872
その他	2,564	2,847	2,885	3,096	3,210
特別損失	1,063	1,621	1,378	1,342	934
純損益	6,058	6,375	9,471	7,377	3,787
経常収支比率	104.8	104.9	107.2	105.4	102.8
経常収益	127,512	135,770	139,552	141,228	140,196
経常費用	121,641	129,409	130,134	134,009	136,432
営業収支比率	91.3	85.0	87.1	86.0	85.5

※病院事業:公営企業型独立行政法人が運営する病院事業を含む。

公営企業における収支比率の比較



地方公営企業等の現状(2)

- 新型コロナウイルス感染症の流行による経営への影響は事業ごとに大きく異なる。
- 交通事業は、令和元年度と比較して、**料金収入が287億円(△5.3%)減少しており、コロナ前の水準まで回復していない。**
- 病院事業は、令和元年度と比較して、**営業費用が4,890億円(+9.8%)増加し、純損益が赤字**となった。

事業ごとに業績比較

単位:億円

対象事業数	令和元年度の事業別状況					令和5年度の事業別状況				
	水道	交通	電気	病院	その他	水道	交通	電気	病院	その他
	1,374	46	28	683	1,651	1,468	46	30	681	2,872
総収益	32,093	6,587	930	52,070	37,082	32,136	6,404	1,109	56,236	45,268
営業収益	28,068	5,801	885	45,526	23,737	27,779	5,512	1,059	49,109	27,182
料金収入	26,693	5,391	856	41,773	16,743	26,242	5,104	1,028	44,332	18,537
その他	1,375	411	29	3,754	6,994	1,537	408	31	4,777	8,645
営業外収益	3,857	776	39	6,187	12,636	4,251	872	35	6,728	17,667
繰入金	504	330	2	3,978	4,106	651	403	1	3,706	5,750
補助金	32	6	0	193	26	255	27	0	959	187
その他	3,321	440	37	2,015	8,503	3,344	443	34	2,063	11,730
特別利益	168	10	6	357	709	106	19	15	399	418
総費用	28,752	5,949	773	53,054	34,177	29,710	5,881	795	58,291	42,689
営業費用	27,053	5,531	684	50,056	30,587	28,534	5,616	741	54,946	39,513
減価償却費	10,710	1,645	198	3,988	17,781	11,068	1,710	213	4,083	22,930
その他	16,344	3,886	486	46,068	12,806	17,466	3,907	529	50,863	16,583
営業外費用	1,427	390	26	2,637	3,250	1,053	257	24	2,989	2,759
支払利息	1,278	341	11	572	2,964	876	203	5	390	2,398
その他	149	49	15	2,065	286	177	54	19	2,600	360
特別損失	272	27	63	361	341	123	8	30	356	417
純損益	3,342	638	157	△984	2,905	2,426	523	314	△2,055	2,579

※病院事業:公営企業型独立行政法人が運営する病院事業を含む。

3. 地方公営企業の更なる経営改革の取組

公営企業の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営の広域化や人材確保等の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載
- 各公営企業において、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等を盛り込み令和7年度までに改定を行う

資産管理
(老朽化状況の把握等)

反映

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

経営の広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

経営の広域化等(※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 経営の広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。

(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

○令和7年度までの改定を要請。

(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

反映

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し等

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

計画期間内の
収支均衡

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3～5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表
(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図るよう要請。**
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定・改定状況 (令和6年3月31日時点)

(毎年度、策定・改定状況を調査・公表)

○策定状況:「**策定済**」の事業の割合は**97.8%**

○改定状況:「**改定済**」又は「**令和7年度までに改定予定**」の事業の割合は**90.9%**

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業 (令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置 (※)
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設 (浄水場、管路等) の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

※ 令和8年度からは、より質を高めるための取組 (物価上昇等を反映した経費の増加等の的確な反映など) を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

「抜本的な改革」の必要性和検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性和担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改革による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyoyou/index.html

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和5年度実績）

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
○令和5年度において、広域化等100件、事業廃止97件、包括的民間委託35件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
97 件		9 件		0 件		100 件		11 件		35 件		12 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
4 件	93 件	1 件	8 件	0 件	0 件	10 件	90 件	0 件	11 件	0 件	35 件	4 件	8 件
水道	1	水道	0	水道	0	水道	25	水道	0	水道	10	水道	3
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0
交通	1	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	0	病院	0	病院	3	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	25	下水道	0			下水道	66	下水道	0	下水道	22	下水道	7
簡易水道	8	簡易水道	0			簡易水道	3	簡易水道	0	簡易水道	0	簡易水道	0
港湾整備	2	港湾整備	1			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	1	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	21	宅地造成	0			宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	2	駐車場	0	駐車場	2
観光	12	観光	5			観光	0	観光	3	観光	1	観光	0
介護サービス	18	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	1	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。

事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。

(※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。

(※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。

(※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計255事業となる。

合計

264件

(令和4年度実績 270件) 19

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新需要の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、
「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- | | |
|---|----------------------------------|
| ➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進 | ➤ 企業間での経営状況の比較 |
| ➤ 減価償却費や退職給付引当金等を反映した適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に | ➤ 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上 |
| ➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進 | ➤ 職員の経営マインドの育成 |

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新需要の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があるがあり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.4%の事業が適用済(※)
- 一方、その他の事業については、18.0%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R6.4.1時点の取組状況

令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について、早急な適用を要請
- その他の事業について、できる限り適用を要請
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- 地方財政措置(R10年度まで)
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債(※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

- 企業会計原則の考え方を最大限取り入れている
- 企業会計の考え方と予算経理が並存している
 - ・ 3条予算(収益的収支)、4条予算(資本的収支)
- 公営企業の特性を踏まえた処理が採用
 - ・ 補助金等により取得した資産の会計処理(長期前受金)
 - ・ 退職給付引当金(簡便法、退職手当組合の取扱)
など

公営企業会計と民間企業会計の相違点

(1) 一般会計繰入金の取扱い

民間企業会計と異なり公営企業会計では、経費の負担区分を前提に、実態に即し、かつ実行可能な独立採算制がとられている。このため、多くの事業において、経費の負担区分に基づく一般会計等からの繰入金が存在。

このような公営企業会計の特性を踏まえ、例えば、企業債の償還に要する資金について一般会計等が負担することを定めている場合には、その内容及び金額を注記するなど、公営企業会計独自の取扱いがなされている。

(2) 予算制度がある

公営企業会計では、予算は単なる内部統制のためのものと異なり、議会の議決を経なければならないこととされている。公営企業会計の予算は、公営企業の特殊性を考慮して、その執行について若干の弾力性が与えられているが、その本質は拘束予算であり、また、決算においても財務諸表のほか、この予算に対する執行の実績比較表として予算決算対照表を作成しなければならないこととされている。この意味で、民間企業会計が決算中心主義といわれるのに対して、公営企業会計は、予算と決算の双方を重視する立場であるといえる。

(3) 会計処理上の相違

株式会社にあつては、資本金はほとんどが株式発行によるものですが、公営企業会計ではこれに該当するものはない。
その代わり、他会計からの出資が可能。

また、税法上は、国庫補助金等により取得した資産については、いわゆる圧縮記帳が認められているが、公営企業会計では、これは認められず全額計上しなければならない。

なお、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等をもって償却資産を取得又は改良した場合は、当該補助金等の相当額を長期前受金勘定をもって整理しなければならないこととされている。

(4) 会社法・税法との関係

株式会社等の民間企業に対しては、会社法及び法人税法等が適用されるため、企業会計原則に基づく会計処理との間に相当の調整が必要となりますが、公営企業会計については、このような制約が特にない。

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

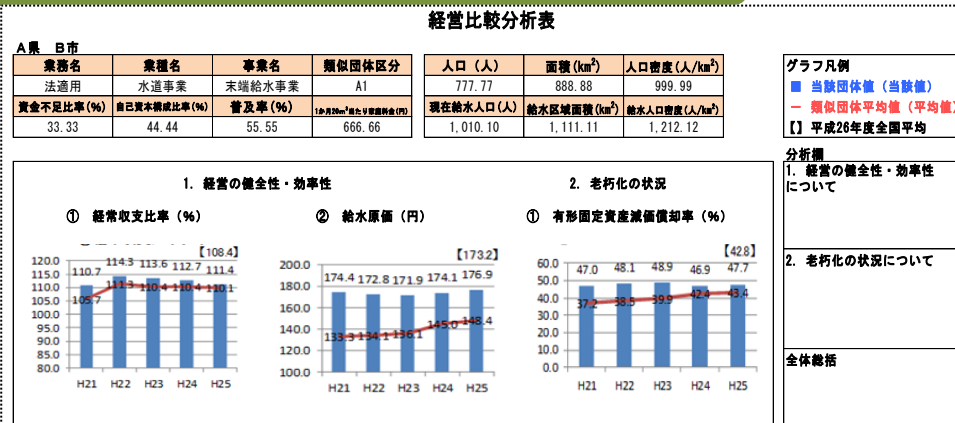
見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

対象事業の推移



誰もが比較検討しやすいイメージで公表

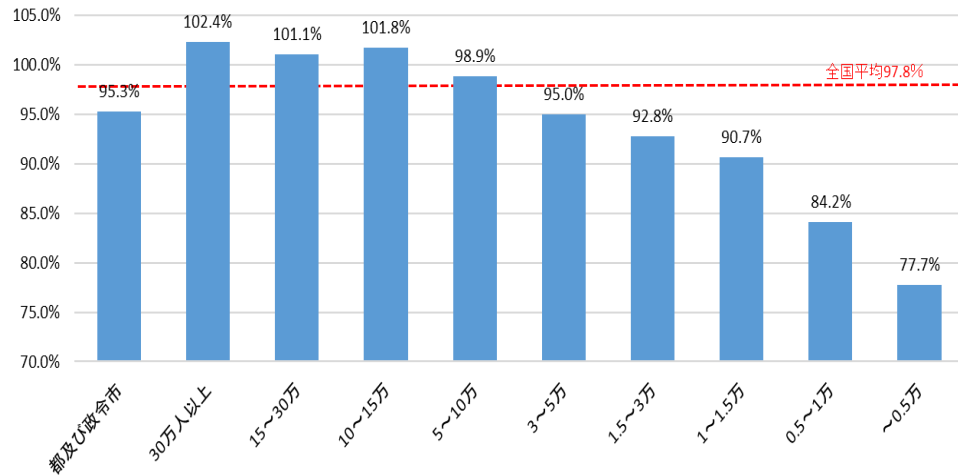


4. 水道事業

水道事業の現状と課題(1)

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

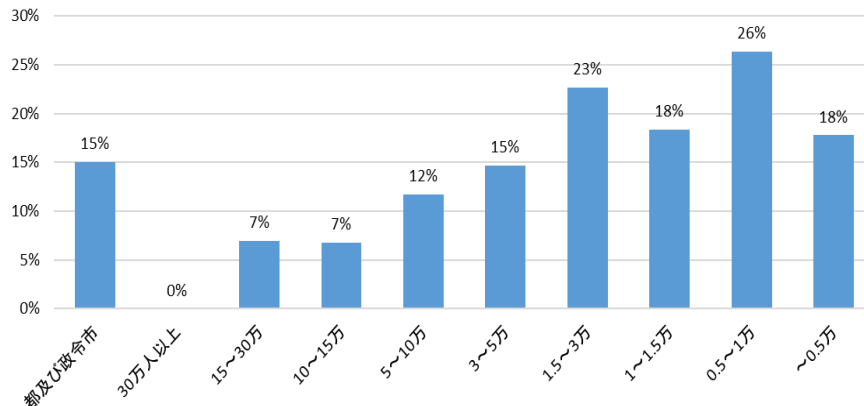
上水道事業における給水人口別の料金回収率



※加重平均により算出

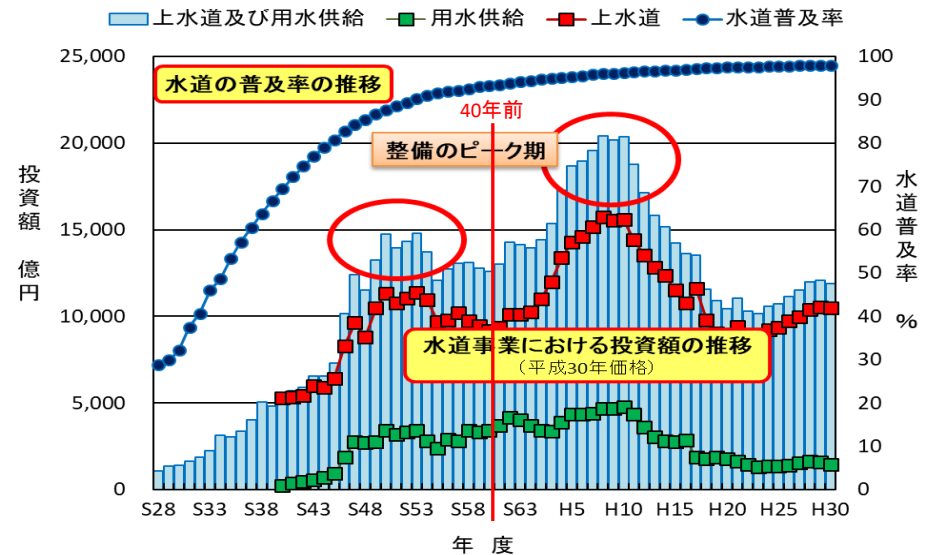
令和5年度地方公営企業決算状況調査より

上水道事業における給水人口別団体数に占める赤字団体の割合

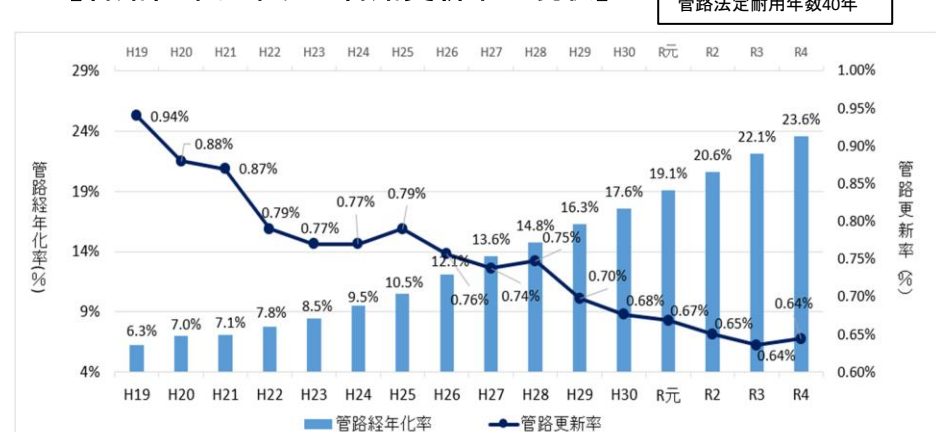


令和5年度地方公営企業決算状況調査より

【水道への投資額の推移】



【管路経年化率及び管路更新率の現状】



出典: 日本水道協会 水道統計

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出し、全ての都道府県で策定済み。

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。
取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

広域連携の推進

(出典)厚生労働省資料

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

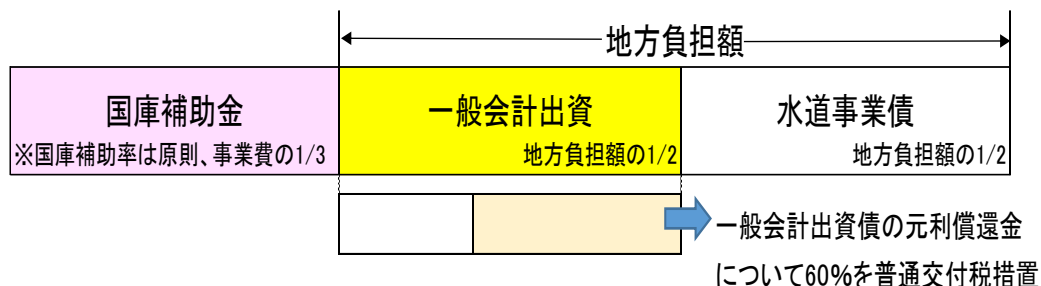
広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が9市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>(水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

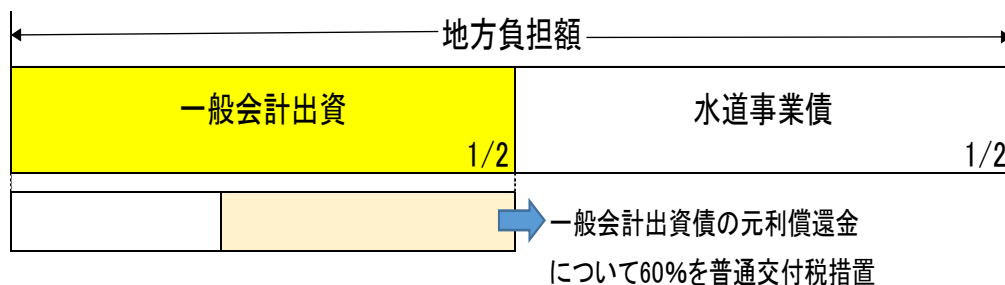
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

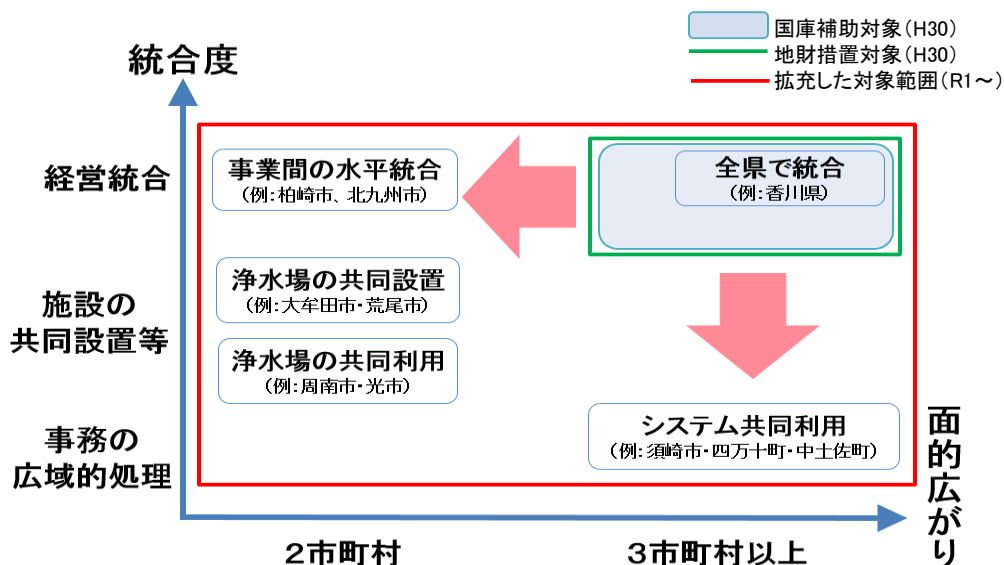
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）

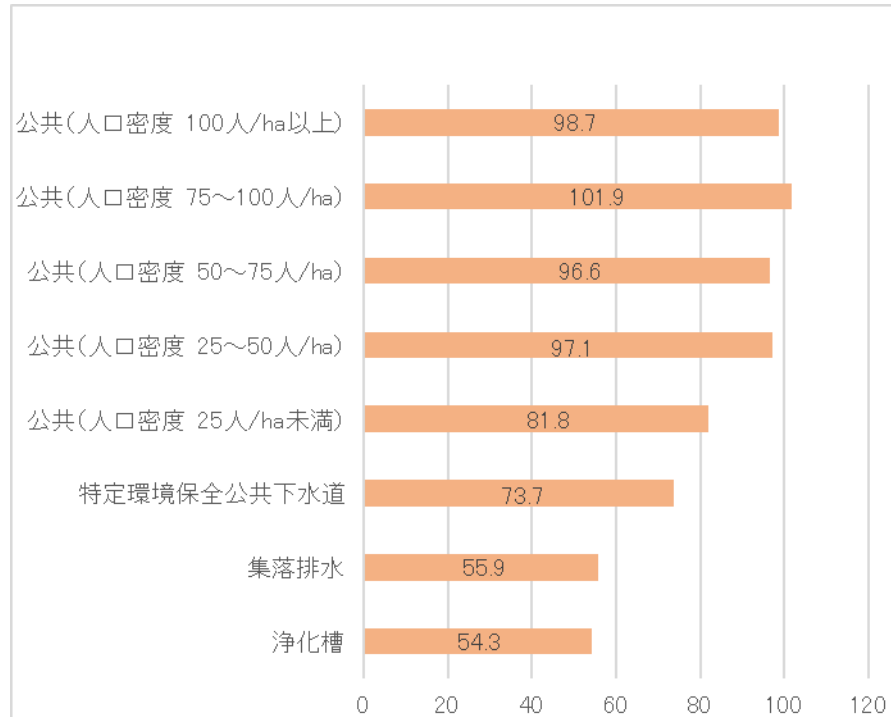


5. 下水道事業

下水道事業の経費回収率と老朽化の状況

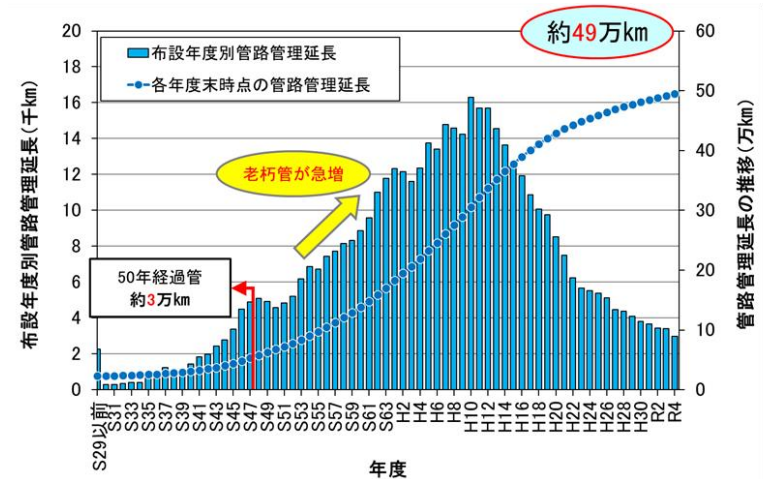
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な污水处理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (R4年度)

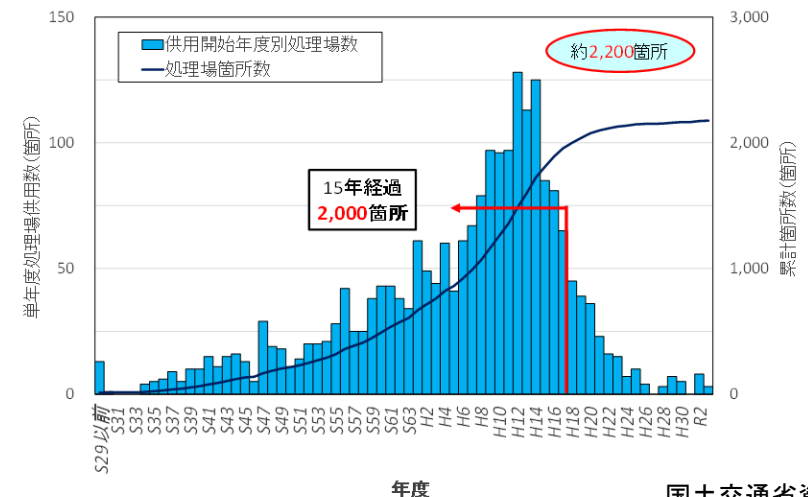


注)
 経費回収率: 使用料単価/污水处理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)



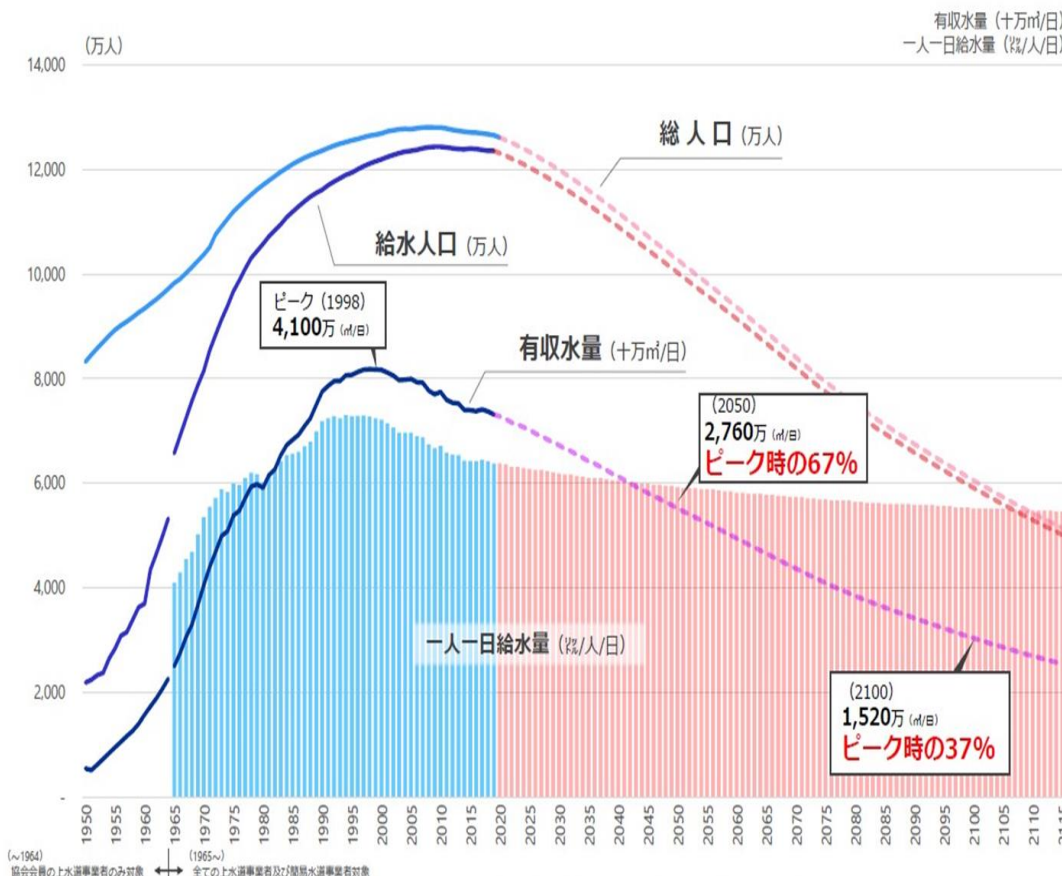
将来の需要水量(推計)

○ 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。

○ 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。

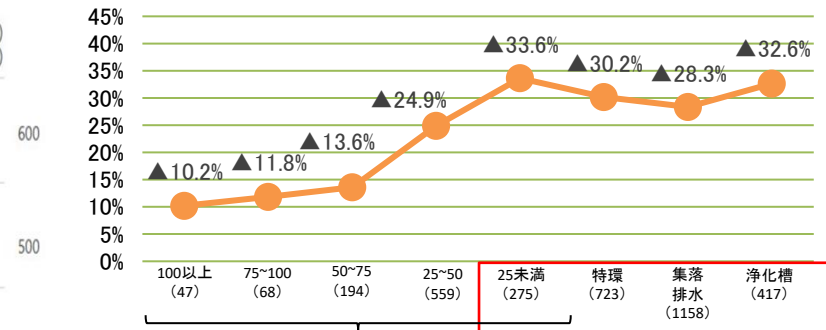
※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■将来の有収水量(水道)



※1) 実績値 (～2019) : 水道統計より。給水人口・有収水量は、上水道及び簡易水道を合わせたものである。総人口のみ2020年まで実績値を記載。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口。
 ※2) 総人口 (2021～2115) : 国立社会保障・人口問題研究所(平成29年推計「日本の将来推計人口(超長期推計)」)より、厚労省水道課事務所に2020実績人口に差し引き補正。出生率・死亡率ともに中位を採用。
 ※3) 給水人口 (2020～2115) : 最新の2019年度普及率 (97.6%) が今後も継続するものとして、総人口に乗じて算出している。
 ※4) 有収水量 (2020～2115) : 家庭用と家庭用以外に分類。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口。家庭用以外有収水量は、今後の集約の動向や地下水利用専用下水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率 (0.310) で設定した。本推計値は2015実績を元に2017年度に実施した推計有収水量の結果を最新の2019年度時点まで差し引き補正して採用。

■人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)

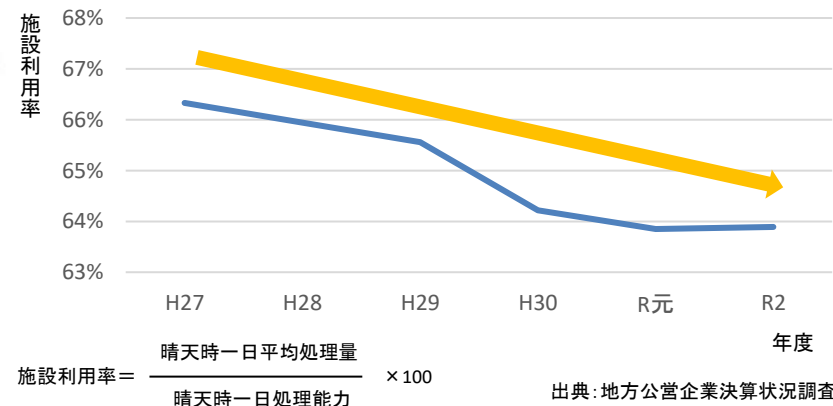


公共下水道事業
※区分は処理区域内人口密度(人/ha)

※2010年から2040年の人口減少率 ※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成
 ※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

■公共・流域下水道の施設利用率の推移

○ 公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。



出典: 地方公営企業決算状況調査

下水道事業における広域化・共同化の推進について

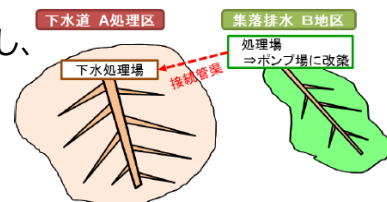
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

<「広域化・共同化計画」の策定>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）。

<処理区域内人口密度25以上50未満（人/ha）の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <u>繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ</u>	→
（R元年度～） 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <u>繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ</u>	→
（R4年度～） 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
うち70%を普通交付税措置		

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 （人/ha）	通常分※1 【建設改良費等】	（R元年度～） 広域化分※2、3	（R4年度～） 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

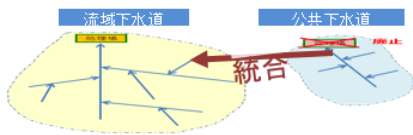
※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

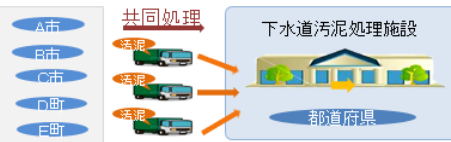
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



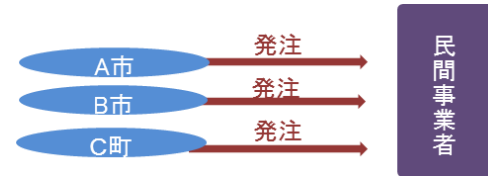
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



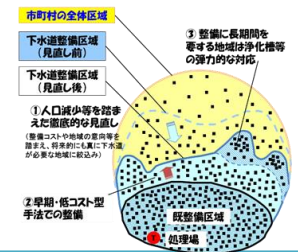
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

佐賀県の例

期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をききかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	〇維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	〇維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	〇維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減
			〇浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) 〇処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

6. 病院事業

全国の病院に占める公立病院の役割

- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約11%、病床数で約14%。
- 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

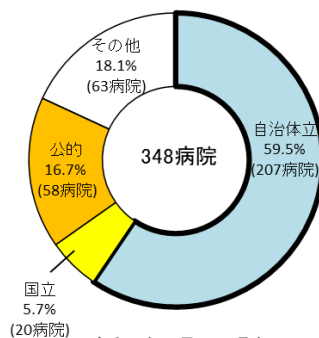
○全国の病院に占める
公立病院の割合

	病院数	病床数
全 体	8,097	1,479,728
公 立	854 (10.5%)	201,916 (13.6%)
国 立	316 (3.9%)	122,859 (8.3%)
公 的	330 (4.1%)	102,436 (6.9%)
そ の 他	6,597 (81.5%)	1,052,517 (71.1%)

※表は医療施設動態調査（令和6年3月末）（厚労省）より作成
 ※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院
 ※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

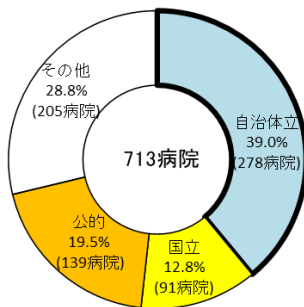
○自治体病院の役割

へき地医療拠点病院



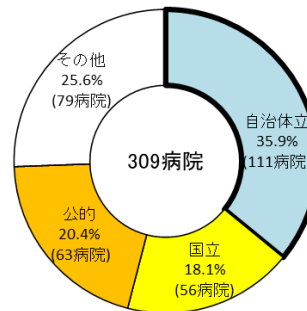
令和5年4月1日現在

地域災害拠点病院



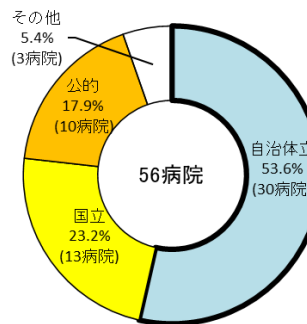
令和6年4月1日現在

救命救急センター



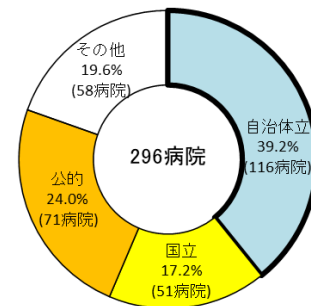
令和7年1月1日現在

第一種感染症指定医療機関



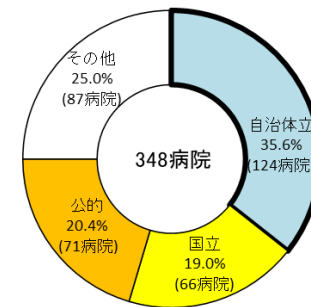
令和6年4月1日現在

地域周産期母子医療センター



令和6年4月1日現在

地域がん診療連携拠点病院



令和6年4月1日現在

（出典：厚労省調査より作成）

公立病院の立地

○ 公立病院の約65%は10万人未満市町村に、約31%は3万人未満市町村に所在

○ へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院の病床数の割合が高い傾向にある

【所在市区町村人口区分別の公立病院数】

所在市区町村 の人口	病 院 数 ※地独法を含む	
合計	8 5 4	
23区及び指定都市	8 2	
30万人以上	6 2	
10万人～30万人	1 5 5	
5万人～10万人	1 6 0	全公立病院の 65.0%
3万人～5万人	1 2 7	
3万人未満	2 6 8	
		全公立病院の 31.4%

※ 表の病院数は、令和5年度における地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院（建設中の病院を除く。）

【公立病院の病床数の割合が高い都道府県】

都道府県名	割合（%）	公立病院の病床数 ／全病床数
山形県	42.7	4,561／10,687
岩手県	41.6	5,212／12,526
青森県	37.3	4,807／12,873
富山県	31.9	3,899／12,234
山梨県	31.6	2,728／8,639
滋賀県	31.2	3,749／12,022
和歌山県	30.6	3,324／10,872
静岡県	30.5	9,159／30,071
岐阜県	30.5	4,798／15,756
島根県	30.1	2,347／7,803

（参考）東京都 10.0%
大阪府 11.4%

（出典：令和5年度医療施設調査（厚労省））

公立病院の経常収支の状況（令和5年度決算）

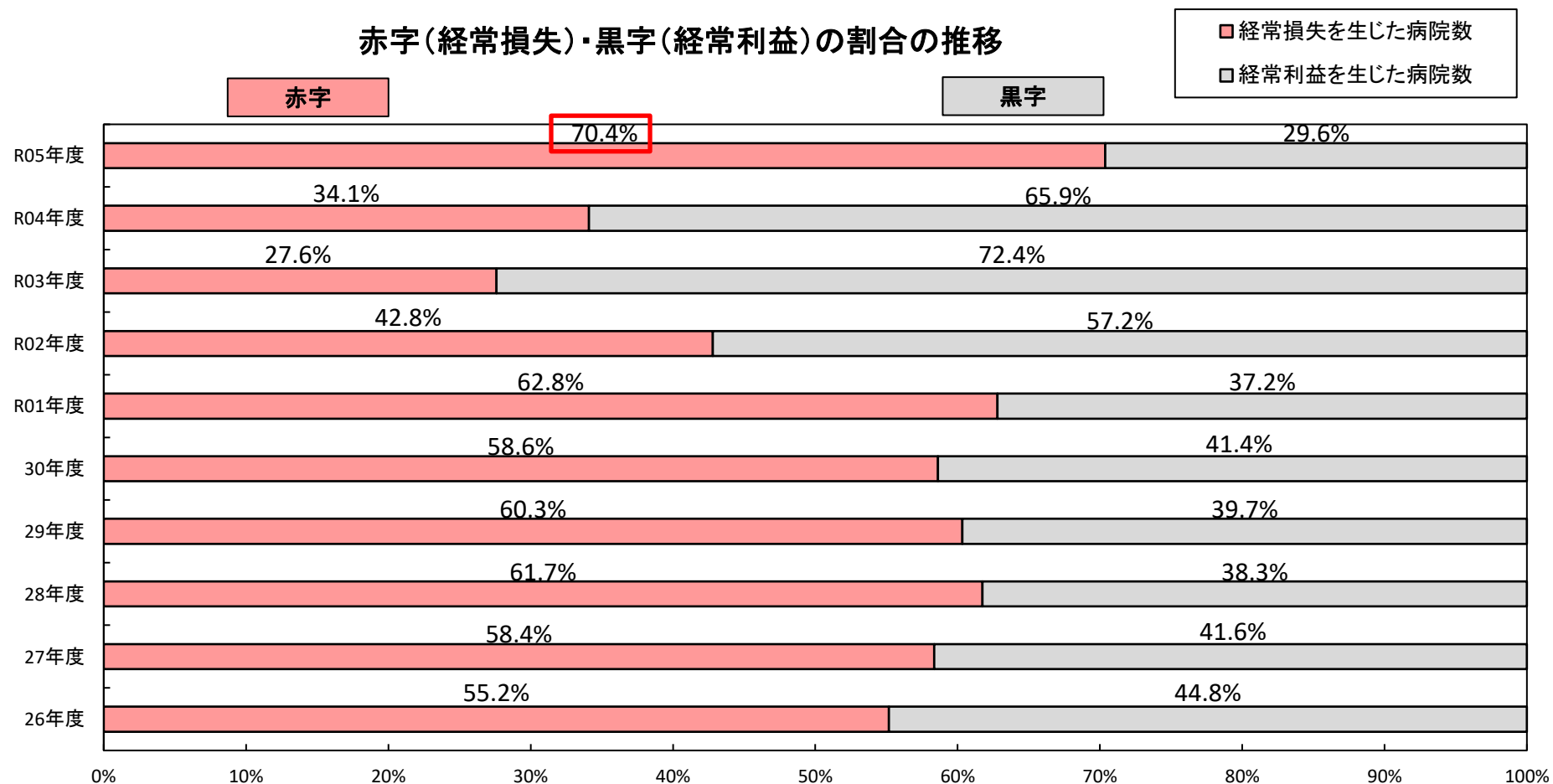
○過去最大の経常収支赤字を記録（▲2,099億円）

⇒公立病院全体の経常収支は4年ぶりに赤字に転じ、赤字病院の割合も約7割に拡大

【主な要因】

- ・コロナ禍前（令和元年度）と比較し、患者数が回復していない（入院▲9.6%、外来▲6.4%）
- ・コロナ禍前（令和元年度）と比較し、費用が増加（職員給与費＋11.2%、材料費＋14.2%）
- ・前年度と比較し、コロナ病床確保のための国庫補助金等が減少（▲3,941億円）

赤字（経常損失）・黒字（経常利益）の割合の推移



公立病院経営強化の推進

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。

- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
- ・医師・看護師等の不足
- ・医師の時間外労働規制への対応
- ・新興感染症への備え 等

総務省

<令和4年3月>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

地方団体

<令和4年度又は5年度>

「公立病院経営強化プラン」の策定

地方団体

「公立病院経営強化プラン」の実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

機能分化・連携強化のイメージ(例)

医師・看護師等を確保

回復期機能・初期救急等を担う

急性期機能を集約

連携を強化

医師派遣・遠隔診療等

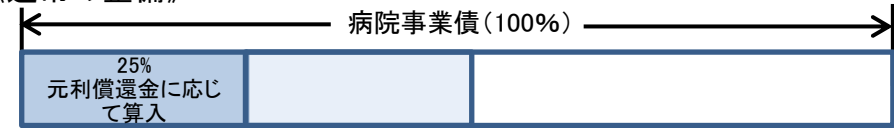
基幹病院



基幹病院以外の
不採算地区
病院等

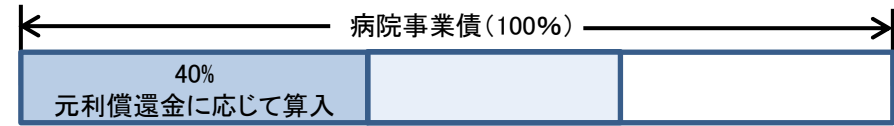
【病院事業債】

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

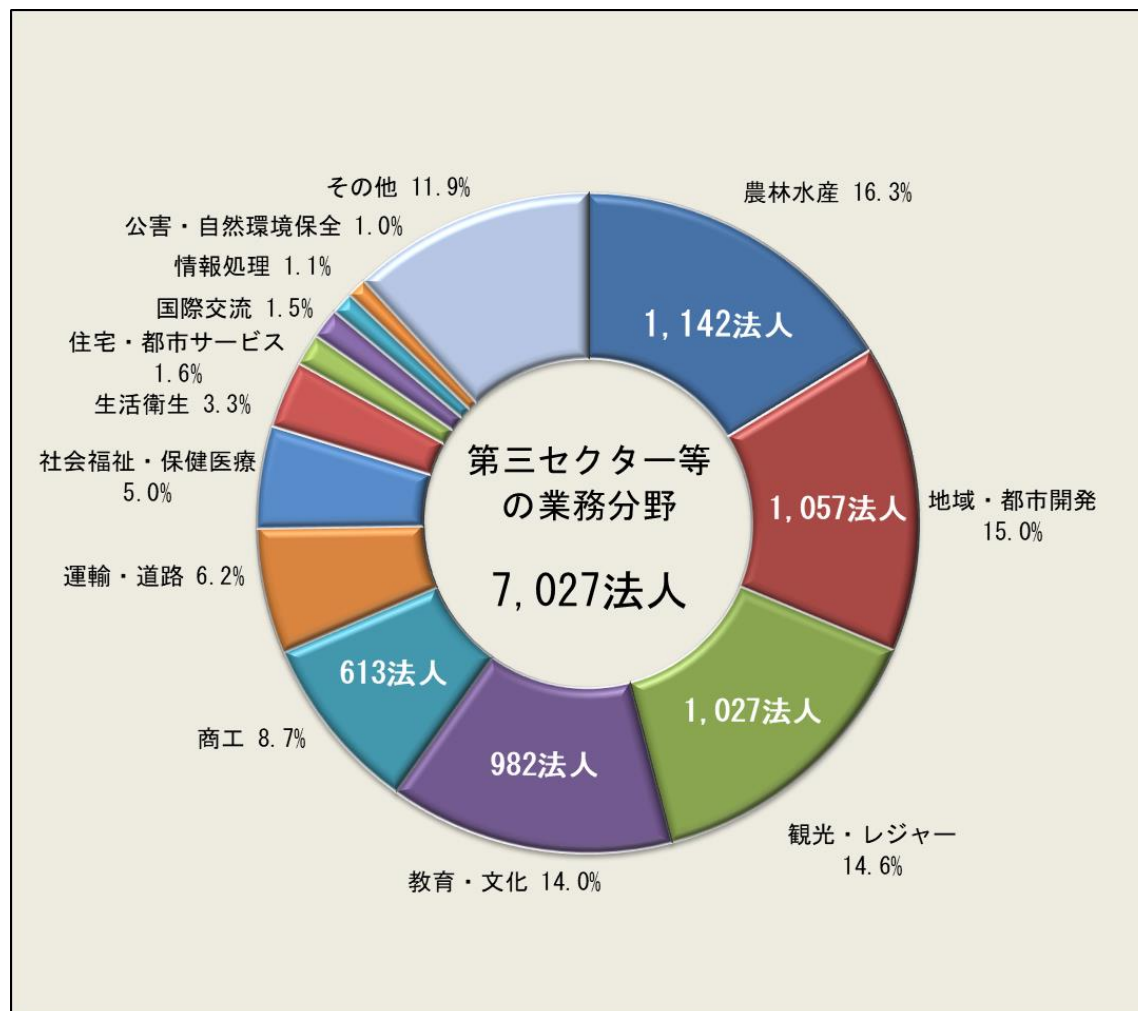
7. 第三セクター等

第三セクター等について

＜第三セクター等の数＞

区分	法人数
第三セクター	6,376
社団法人・財団法人	3,065
公益社団・財団法人	1,993
一般社団・財団法人	1,069
特例民法法人	3
会社法法人	3,311
株式会社	3,086
その他会社法法人	225
地方三公社	651
地方住宅供給公社	37
地方道路公社	29
土地開発公社	585
合計	7,027

＜第三セクター等の業務分野＞



(令和5年3月31日時点)

第三セクター等の経営健全化の推進について

第三セクター等の経営健全化の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

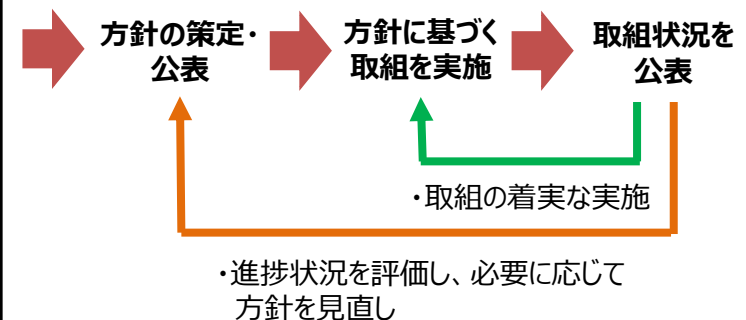
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請。（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組むこと。（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡など）

経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

【事例集の活用】

- 地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター等を活用した地域活性化等に係る取組に当たっては、現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」や、「第三セクター等に関する参考事例集」を積極的に活用すること。（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡）